

デジタル未利用手数料についてのご説明

対象となる口座

最後の入金、振込、払戻し等の取引（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよびデジタル未利用手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度も入金、振込、払戻し等の取引がない普通預金口座（以下、「未利用口座」といいます）

免除条件

当行は、未利用口座につき、毎年のデジタル未利用手数料の引落しに先立ち、当該口座が次の免除条件にあてはまるか否かを確認し、その時点で次のいずれかに当てはまる場合には、デジタル未利用手数料の引落しをいたしません。

- 2021年3月31日以前に開設されている場合
- 残高が1万円以上の場合
- デジタルチャネルの利用設定※がされている場合

※【個人のお客さま】Web通帳を選択し、かつ、

SMBCダイレクトのワンタイムパスワードを有効化またはSMBCセーフティパスを登録していること

【法人のお客さま】Web21を導入し、かつ、利用者IDによる初回ログインと初期パスワードの変更を終えていること

- 口座保有者が18歳未満、75歳以上のお客さまである場合（個人のみ）
- 同一支店内に、定期預金口座、財形預金口座、外貨預金口座、投資信託保護預り口座、証券仲介口座、公共債保護預り口座等がある場合
- お借り入れがある場合

お支払いいただく前のご案内およびデジタル未利用手数料の引落しについて

- 当行は、お客さまがお持ちの口座が新たにデジタル未利用手数料の引落しの対象となる場合※、事前にご案内の文書をお届けのご住所にお送りします
※新たに未利用口座となった場合、その他既に未利用口座であった口座が免除条件に当てはまらなくなった場合を含みます
- ご案内を差し上げてから一定期間（約3ヶ月）経過後も入金、振込、払戻し等の取引がない場合、年間1,100円(税込)のデジタル未利用手数料の引落しを開始させていただきます。その場合でも、上記のとおり、免除条件に当てはまることが確認された場合には引落しをいたしません
- 翌年以降、引き続き入金、振込、払戻し等の取引がない場合には、当行はデジタル未利用手数料の引落しをするにあたり、新たに事前のご案内を差し上げることはいたしませんので、予めご了承ください

口座の自動解約について

- お客さまの口座残高がデジタル未利用手数料の金額未満の場合は、お客さまの口座残高をもって、デジタル未利用手数料の一部としていただいた上、原則、同口座を解約させていただきます
- なお、お支払いいただいたデジタル未利用手数料のご返却、および解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください
- お客さまの口座残高以上のデジタル未利用手数料のお支払いはございません。その他、未領収の手数料がございましたら、ご請求させていただきます

デジタル未利用手数料をいただくまでの流れについて

- 当行は、お客さまがお持ちの口座が新たにデジタル未利用手数料の引落しの対象となる場合、事前に文書にて、お届けのご住所に「ご案内」をお送りします
 - このご案内により、口座をご確認いただき、新たに入金、振込、払戻し等の取引をしていただくか、その予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします
 - ご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）以内に、新たに入金、振込、払戻し等の取引をされるか、ご解約されますと、デジタル未利用手数料はかかりません
 - ご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）経過後におきましても、入金、振込、払戻し等の取引またはご解約のお手続きのない口座については、デジタル未利用手数料の引落しを開始させていただきます
- ※送付した「ご案内」が延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします

■ デジタル未利用手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします